

VIII 懲戒処分等について

◇問われる責任

教職員が不祥事を起こした場合、次のような責任を問われることになります。

1 行政責任（懲戒処分：根拠 地方公務員法第29条）

- 任命権者が教職員の一定の義務違反に対し道義的責任を問う処分であり、それによつて公務における規律と秩序を維持することを目的とするものである。
- 懲戒処分として、戒告、減給、停職、免職がある。
- 懲戒処分の事由としては、法令違反があった場合、職務上の義務違反又は職務を怠つた場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合と定められている。

2 刑事責任（警察に逮捕され、刑事事件として法の裁きを受ける場合）

- 広く一般市民社会の秩序維持の観点からなされる制裁で、具体的には刑法の規定や各種の刑罰規定に定められている。
- 例えば、教員が生徒に対して体罰を加えてけがをさせれば、傷害罪としての責任が追及される。

3 民事責任（被害者に謝罪しても簡単に許されず、民事訴訟になる場合）

- 民法第709条及び第715条等により故意又は過失によって違法に他に損害を加えた場合の損害賠償責任であり、相手側から金錢的な賠償を請求される場合もある。
- 訴訟になると、証人尋問や弁護士費用など、多大な労力と出費を強いられる。

◇懲戒処分等の種類

1 懲戒処分

任命権者が行う懲戒処分には、次の4種類の処分があります。

種別	内容	給与等への影響	
		給与	退職手当
免職	職員を懲罰としてその職を失わせる処分	給料を支給しない	支給しない
停職	職員を懲罰として職務に従事させない処分 (1日以上6箇月以下)	給料を支給しない 勤勉手当を減率	在職期間から 停職期間の1/2 を除算
減給	一定の期間、給料の一定割合を減額して支給する処分 (1日以上6箇月以下、1/10以下)	給料を減額支給 勤勉手当を減率	
戒告	職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分	給料は全額支給 勤勉手当を減率	

2 行政措置

行政措置は、職員の行為を戒め、注意を喚起するために行う措置で、主に次のような措置があります。

種 別	内 容	給与への影響
文 書 訓 告	服務監督権者が、職員の行為を戒め、その注意を喚起するために、文書を交付して行う。	給料は全額支給 勤勉手当を減率
口 頭 訓 告	服務監督権者が、職員の行為を戒め、その注意を喚起するために、口頭で行う。	給料は全額支給 勤勉手当を減率
厳 重 注 意 (文書)	職員の行為を戒め、その注意を喚起するために、文書を交付して行う注意。	給料は全額支給 勤勉手当を減率
厳 重 注 意 (口頭)	職員の行為を戒め、その注意を喚起するために、口頭で行う注意。	

◇懲戒処分を受けた場合の影響

懲戒処分を受けた場合には、次のような影響があります。

- 1 履歴事項 …懲戒処分については、履歴事項として記載される。
- 2 免許状 …懲戒免職の場合には、教員免許状が失効する。
- 3 処分の公表…懲戒処分の結果は、原則として、その概要が氏名を含め報道機関に公表される。
- 4 給与等 …懲戒処分は、昇給、期末・勤勉手当、退職手当等に影響し、免職の場合は、退職手当は支給されない。戒告・減給・停職の場合には、勤務実績が良好であると認められないとして、昇給の号給数が減じられる。

懲戒処分を受けると生涯の給与に影響します!

⚠ 45歳の教諭が平成24年4月に懲戒免職になると、給与と退職手当を含めて1億3,700万円以上の損失となります。

平成23年4月の時点で、45歳教諭が、平成24年4月に懲戒処分を受けた場合の試算
＊定年で退職するまでの給与の損失額

戒 告	約 16万円
減給1/10 3月	約 42万円
停職 6月	約380万円
免 職	以後の給与・退職手当等は支給されない

＊平成24年3月末に懲戒免職となった場合の給与、退職手当の損失額（試算）
(定年まで勤務した場合との比較)

給 与	約 1億1,000万円
退職手当	約2,700万円

＊平成24年3月末に懲戒免職となった場合の年金受給額の差（試算）
(現在の年金制度で、懲戒免職後は国民年金に加入したとし、定年まで勤務した場合との比較)
65～80歳までの年金受給額の差 約1,600万円